

第 3 5 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表に掲げる「公開すべき情報」の部分を非公開とした決定は妥当ではないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められるところから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件審査請求に至る経過

1 本件審査請求①について

(1) 平成30年 5月16日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

- ・ 法人等A
- ・ 法人等B
- ・ 法人等C
- ・ 法人等D（以下「本件団体」という。）
- ・ 法人等E
- ・ 法人等F及び在日韓国領事館

（以上、平成30年 4月28日から請求日現在迄の各受発信文書）

(2) 同年 5月29日、実施機関は、本件公開請求①に対して、「国際交流課が、本件団体から受信した「名古屋市国際交流活動助成申請書」及び添付文書」（平成30年 4月28日から請求日現在までのもの）（以下「本件行政文書①」という。）を特定した上で一部公開とし、「国際交流課と、法人等A、名法人等B、法人等C、法人等E、法人等F及び駐名古屋大韓民国総領事館との受発信文書」（平成30年 4月28日から請求日現在までのもの）（以下「本件対象文書①」という。）が存在しないことを理由として非公開とする一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年10月 9日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

2 本件審査請求②について

(1) 平成30年 9月 7日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

1. 法人等 E
2. 法人等 G
3. 法人等 H
4. 本件団体
5. 在日中国領事館
6. 在日韓国領事館
7. 法人等 F 及び法人等 J
8. 法人等 K

（1～8との受発信文書で、平成30年 7月 5日から請求日現在迄）

(2) 同年 9月 20日、実施機関は、本件公開請求②に対して、次のアからオまでに掲げる行政文書を特定した上で一部公開とし、「国際交流課と、法人等 E、法人等 G、法人等 H、法人等 Fとの受発信文書」（平成30年 7月 5日から請求日現在までのもの）（以下「本件対象文書②」という。）が存在しないことを理由として非公開とする一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ア 国際交流課が、本件団体と受発信した「国際化推進行事に対する後援名義使用申請書」及びその添付文書、並びに「後援名義の使用について（通知）」（平成30年 7月 5日から請求日現在までのもの）（以下「本件行政文書②」という。）

イ 国際交流課が駐名古屋中華人民共和国総領事館から受信した「中華人民共和国成立六十九周年 中日平和友好条約締結四十周年 祝賀会」及びその添付文書（平成30年 7月 5日から請求日現在までのもの）

ウ 国際交流課が駐名古屋大韓民国領事館から受信した『「朝鮮通信使が伝えた韓日善隣友好」講演会のご案内』及びその添付文書（平成30年 7月 5日から請求日現在までのもの）

エ 国際交流課が駐名古屋大韓民国総領事館及び駐名古屋中華人民共和国総領事館から受信した『外国公館支援協議会「熱田白鳥の歴史観」及び

「L社「L（株）工場／L（株）本社ショールーム」見学会』の出欠（平成30年7月5日から請求日現在までのもの）

才　国際交流課が駐名古屋大韓民国総領事館及び駐名古屋中華人民共和国総領事館へ発信した『名古屋まつりパレード観覧について（ご招待）』及びその添付文書（平成30年7月5日から請求日現在までのもの）

- (3) 同年10月29日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第4 本件審査請求①の適法性について

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第18条第1項本文の規定により、処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができないこととされているところ、本件審査請求①は、審査請求人の処分了知から審査請求までに4月以上を経過していることから、本件審査請求①が審査請求期間を経過して行われたことにつき、同項ただし書に規定する「正当な理由」があるかどうかを検討する。

2 審査請求書における審査請求人の主張及び実施機関の説明によれば、本件審査請求①が審査請求期間後に行われた経緯は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成30年6月4日、審査請求人は、本件処分①を了知した際に、実施機関に対して、本件行政文書①に記載された本件団体の役員の氏名が非公開とされていることにつき、これを公開とする処分変更の可否につき問い合わせたところ、実施機関は、検討する旨回答した。

(2) 同年7月4日、審査請求人が実施機関に対して処分変更を求め、処分変更をしなければ審査請求をする旨伝えたところ、実施機関は処分変更の可否につき検討する旨回答した。

(3) 同年8月27日、実施機関が審査請求人に役員氏名は公開できない旨を説明すると、審査請求人は、実施機関に対し、第三者意見照会を行うよう要求した。実施機関は、その結果を踏まえ審査請求人に回答すると伝えた。

(4) 同年9月4日又は7日、実施機関は、審査請求人に対し、上記(3)の回答の期限を同年9月末までとする旨伝えた。また、同年9月7日、審査請求人は、処分変更を求める範囲を拡大する旨伝え、実施機関は、これにつき検討する旨審査請求人に伝えた。

- (5) 同年 9月11日、実施機関は、本件団体に対し、役員氏名の公開についての意見照会を行った。
- (6) 同年 9月14日付けで、実施機関は、本件団体から、上記(5) の意見照会に係る意見書を受領した。
- (7) 同年 9月28日、実施機関は、審査請求人に対し、処分変更はできない旨伝えた。
- (8) 同年10月 9日、審査請求人は、本件審査請求①を行った。

3 本件審査請求①の適法性についての当審査会の判断について

- (1) 上記 2の経緯から、本件審査請求①については、審査請求人は、処分変更がなされるかもしれないという期待を抱きながら、処分変更の可否について回答を待ち続けた結果、法定の審査請求期間を徒過したものと認められる。
- (2) 法の目的は、国民の権利利益の救済を図ることにあるのであり、上記の経緯を踏まえれば、本件審査請求①を却下することは、審査請求人から権利救済の機会を奪うこととなり、法の目的にそぐわない。
- (3) 本件審査請求①については審査請求期間の徒過について合理性があり、法第18条第 1項ただし書に定める正当な理由があると認められるため、適法なものと認め、当審査会において審議するものである。

第 5 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。
 - (1) 本件行政文書①及び②に記載されている役職名、氏名・生年月日・電話番号・ファックス番号は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。
 - (2) さらに、本件行政文書①及び②に記載されている収支額は、団体の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該団体に明らかに不利益を与えると認められるため、条例第 7条第 1項第 2号に該当する。
 - (3) 本件対象文書①及び②は取得または作成しておらず、存在しない。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 本件行政文書①のうち本件団体の平成30・31年度役員案に係る議案（以下「本件議案」という。）で非公開とされている部分は、会長を除く役員の氏名であり、特定の団体の役員氏名は、「個人の社会活動」に関する情報で、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものにあたる。
- (2) 審査請求人は、本件処分①で公開された企業・団体のホームページ又は名古屋市や愛知県等が公開した行政文書に記載のある氏名と、本件処分①及び②で非公開とされた個人の氏名が「イコール」である旨主張する。しかし、実施機関が助成金の申請に役員名簿の提出を求めているのは、助成金申請団体の存在と活動実態を担保するためであり、当該団体の役員が他にどのような肩書を有しているかは助成金の支給要件に関わらないため、それらの情報について正誤確認をしていない。そのため、本件処分①で非公開とされた個人の氏名が、企業等のホームページ等で公表されている氏名と「イコール」であるとは必ずしも言えないものである。
- (3) 審査請求人は、本件処分①で公開された企業名・役職名等の情報をもとに、インターネットで検索し、又は名古屋市や愛知県等が公開した行政文書を参照すると、本件処分①及び②で非公開とされた個人の氏名を推測することが可能であることを根拠に、通常他人に知られたくない情報から外れる旨を主張する。しかし、一般に人の活動の一部がインターネット等で公開されているからといって、その他すべての活動までプライバシーとして保護される権利を失ったとみることは妥当でない。既公開情報であるか否かは、本件団体自身が、当該個人が自団体の会員であることを、不特定多数の者が知りうる状態に置いているか否かで判断すべきであって、現実にそのようにしていない以上、当該役員氏名はなお、プライバシーとして保護されるべき情報に該当する。
- (4) 特定の国との交流や親善を進める団体の役員を務めることは、市民の国際理解を深め、当地域の国際化を進展させ、ひいては国際平和の構築に貢献するものであるが、我が国と対象国との政治関係や歴史的経緯によっては、第三者から非合理な評価をされ、不当な取り扱いを受けるおそれが全くないとは言い切れないものであるから、一般人の立場に立った時、国際交流団体の役員氏名は、通常他人に知られたくない情報に該当する。

- (5) 本件議案の下段の過去に本件団体の会長を務めた者の氏名をまとめて掲げている表に記載された者の氏名は、一般に団体の代表者は団体を代表し、種々の責任を負うものであるため、自己が代表を務める団体の作成した文書に現れている限り、非公開とすべき個人情報には該当しないと判断した。一方、上段の役員案については、最上の行に会長が記載されており、その下の行の者は明らかに会長よりも下位の役職にある者であって、団体を代表し責任を負う者ではないと解せるので、前会長に係る氏名も含めて一律に非公開とした。
- (6) 本件行政文書①のうち「名古屋市国際交流活動助成収支予算書」（以下「本件助成収支予算書」という。）及び本件行政文書②のうち「収支予算書」（以下「本件後援収支予算書」という。）において非公開とされている部分は、助成金申請事業（以下「本件助成対象事業」という。）又は後援名義の使用許可を求める事業（以下「本件後援対象事業」という。）の予算額及び積算内訳等であるが、これらの情報は、団体が経理を行う上で内部管理に関する情報であり、公にすることにより当該団体に明かに不利益を与えると認められるものである。具体的には、当該部分を公開すると、第三者に詳細な予算額や積算内訳が知られ、当該団体が事業者と金額の交渉をするうえで不利となることが予想される。このことは、翌年も同種の事業を実施する可能性がある限り、事業実施後も変わるものではない。
- (7) 審査請求人は、本件助成収支予算書について、助成金の原資が税であることや、本件後援収支予算書について、本件後援対象事業が名古屋市の後援名義を使用した非営利事業であることを根拠に、非公開とした部分全ての公開を請求している。しかし、本件助成収支予算書につき、税を原資としているのは助成金の上限額の10万円の範囲であり、支出の部の助成対象経費のうち当該10万円があてられる部分のみを切り出すことは困難であることから全額非公開としたことはやむをえない。また、本件後援収支予算書につき、後援名義は比較的緩やかな条件で広く使用が認められる性質のもので、名古屋市の後援名義を使用したとしても、内部管理に関する情報をつまびらかに公開しなければならないほど市政と密接な関係を有することは言えない。当該団体が非営利であることは、内部管理に関する情報を公開すべき理由にならない。

第 6 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

- (1) 本件審査請求①について

本件行政文書①のうち、次の情報を非公開とした部分を取り消すとの裁

決を求める。

ア 本件議案に記載された役員案（会長に係る部分を除く。）23人分のうち13人分の氏名に係る部分（以下「本件情報①」という。）

イ 本件助成収支予算書のうち収入の部に係る部分並びに支出の部中助成対象経費に係る部分及び合計に係る部分（以下「本件情報②」という。）

(2) 本件審査請求②について

本件行政文書②のうち、次の情報を非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

ア 本件団体の平成30・31年度役員（以下「本件役員一覧」という。）に記載された氏名（以下「本件情報③」という。）

イ 本件後援収支予算書に記載された項目、予算額及び積算内訳（以下「本件情報④」という。）

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求①について

ア 本件情報①の右側に記載のある企業・団体名称及び職名（以下「本件肩書」という。）をインターネットで検索すると、当該企業・団体等のホームページから現在の職名と氏名を知ることができる。これは、本件情報①とイコールと推察されるため、非公開部分の「氏名」と推察される部分が公開されたとしても、国際交流課が非公開理由とした条例第7条第1項第1号に係る「通常他人に知られたくないと認められるため。」には該当しないと考えられる。

さらに、名古屋市や愛知県等が公開している行政文書にも当該企業・団体名称と職名・氏名が記載されたものがある。

なお、本件議案にある本件情報①にある前会長の非公開部分については、本件議案の下部において「氏名」が公開されているにもかかわらず、「非公開」となっている。

イ 本件助成収支予算書の消された部分のうち、助成対象になっている箇所については、税金が原資となっている為、公開すべきである。

助成対象経費の内訳等を公開したからと言って、国際交流課が非公開理由としている、条例第7条第1項第2号に係る「公にすることにより当該団体に明らかに不利益を与えると認められるものため」には該当

しないと考えられる。

税金を原資とする当該名古屋市国際交流活動助成（以下「本件助成」という。）の収支を公開したくなれば、本件団体は助成の申請をするべきではない。

平成30年度以降、本件団体からは、本件助成の申請と後援の申請が出されていない。このことから、情報公開されると本件団体にとって都合の悪いことがあると推察される。

(2) 本件審査請求②について

ア 本件後援取支予算書は、「名古屋市後援」を使用した行事のものであり、非営利事業であるならば、「収支予算書」は公開すべきである。

イ 本件情報③はすでに一部公開された本件議案の役員案に記載がある企業・団体名及び職名を以てインターネットで検索すると当該企業・団体のＨＰ上で氏名が公表されているのと、名古屋市国際交流課が平成30年度に公開した行政文書で当該氏名が公開されている。

第 7 当審査会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

(1) 本件情報①及び③が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。

(2) 本件情報②及び④が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各審査請求の対象となる行政文書について

(1) 本件行政文書①について

ア 本件行政文書①は、本件助成対象事業の実施に当たり本件団体が実施機関に提出した、本件助成に係る申請書類であり、本件助成に係る申請書、本件助成に係る事業計画書、本件助成収支予算書、本件議案、本件

団体の会則及びこれらの書類の送付に用いられた封筒の写しにより構成されている。

イ 本件行政文書①のうち、本件助成収支予算書には本件情報②が、本件議案には、その上部に「役員案」として、平成30年度及び31年度における本件団体の役員候補者の役職名、氏名（本件情報①を含む。）、本件肩書が、その下部に「歴代会長」として、本件団体の歴代会長の就任年、就任月日、氏名、その他の肩書が記載されている。

（2）本件行政文書②について

ア 本件行政文書②は、本件後援対象事業の実施に当たり本件団体が実施機関に提出した、名古屋市の後援名義の使用（以下「本件後援」という。）の承認を求める申請書類であり、本件後援に係る申請書、本件後援に係る事業計画書、本件後援収支予算書、本件後援に係る事業のパンフレットの案、本件団体の会則及び本件役員一覧により構成されている。

イ 本件行政文書②のうち、本件後援収支予算書には本件情報④が、本件役員一覧には平成30年度及び31年度における本件団体の役員の役職名及び氏名が記載されている。

4 本件情報①及び③の条例第7条第1項第1号該当性について

まず、本件情報①及び③が、条例第7条第1項第1号に該当するか否かを判断する。

（1）本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

（2）本件情報①について

ア 本件情報①は、本件議案に記載された個人の氏名であり、当該個人を識別することができる情報であることは明らかである。

イ また、本件情報①は、本件情報①に係る個人が、本件団体の役員候補となっていることを示しており、これは、当該個人の社会的活動に関する情報であると認められるところ、こうした情報は、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

ウ この点につき、審査請求人は、上記第 62(1) アのように主張するが、本件議案に記載された企業等の特定の役職の者が誰であるかが、当該企業等自身により、あるいは他者により紹介されていたとしても、そのことをもって当該個人が本件団体の役員候補となっていることが公にされているとは認められない。このことは、仮に当該氏名が本件情報①と一致したとしても、同様である。

エ 加えて、当審査会の調査によれば、本件各審査請求の調査審議の時点においても、本件情報①に係る個人が本件団体の平成30年度及び31年度における役員候補となっていたことが公表されている事実は認められない。

オ さらに、本件情報①と審査請求人が知り得た個人の氏名とは、結果としてそれらが一致することはあり得るが、それらの情報が記載された文書等の作成主体、作成の趣旨、経緯、時期等を異にするのであるから、一致しないことも十分にあり得る。また、本件情報①のうち「前会長」に係る者の氏名についても、「前会長」が過去のいずれの時期に会長であった者を指すのかが明らかでない以上、本件情報①のうち「前会長」に該当し得る者は複数あると認められる。

カ 以上のことから、本件情報①は、既に公になっているとは認められず、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

(3) 本件情報③について

ア 本件情報③は、上記第 62(2) イの審査請求人の主張から、本件役員一覧に記載された個人の氏名のうち、本件情報①と対応する部分を指すものと認められる。

イ 本件情報③の性質は、案でなくなっていると思われることを除き、上記(2) ア及びイと同様であると認められる。

ウ 本件情報③についての審査請求人の主張は、本件情報①の公開が妥当であることを前提として、本件情報③のうち本件情報①に係る13人と同一の者の氏名の公開を求めるものと認められるが、そもそも、本件議案に記載された役員候補者と本件役員一覧に記載された者とは、結果として一致する部分はあり得るが、一致しないことも十分にあり得るものと認められる。

エ また、当審査会の調査によれば、本件情報③に係る個人が本件団体の平成30年度及び31年度における役員となっていたことが公表されている事実は認められない。

オ 以上のはかに、本件情報③につき本件情報①と異なる判断をすべき事情は認められないことから、本件情報③は、特定の個人を識別することができる情報のうち通常他人に知られたくないものであると認められる。

(4) したがって、本件情報①及び③は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

5 本件情報②及び④の条例第 7条第 1項第 2号該当性について

次に、本件情報②及び④が、条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件団体は、法人格を有していないものの、団体の会則及び代表者が定められており、団体としての実質を有していることから、条例第 7条第 1項第 2号に規定する法人等に該当すると認められる。

(3) 本件情報②について

ア 本件助成に関しては、実施機関において実施要綱その他の本件助成に関する要件、本件助成の上限額等の詳細が公表されているほか、市のウェブサイトにおいて、前年度中に本件助成の対象となった団体名及び事業名が公表されている事実が認められる。

イ 当審査会が実施機関から聴き取ったところ、本件助成対象事業に関しては、本件団体が本件助成の交付申請を取り下げたため、助成金の交付は行われなかった。

ウ 本件情報②は、本件助成収支予算書に記載された、本件団体が本件助成対象事業を行うに当たっての収支の見込みであり、本件団体の事業活動上の情報であることは明らかである。

エ 次に、本件情報②を公開すると本件団体に明らかに不利益を与えるか否かについて検討する。

(ア) 本件助成収支予算書の内容は、収入の部及び支出の部のそれぞれにつき、「項目」、「予算額」及び「積算内訳」の各欄により構成されており、支出の部の「項目」欄については様式上あらかじめ印字されているほか、「予算額」欄については、収入の部においては合計欄が、支出の部においては助成対象経費に係る合計欄及び予算額全体に係る合計欄が設けられている。

(イ) 本件情報②は、本件助成収支予算書の記載のうち、本件審査請求①において審査請求人が公開を求める部分であり、収入の部に係る「項目」、「予算額」（合計欄を含む。）及び「積算内訳」の全てと、支出の部のうち助成対象経費に係る分の「予算額」及び「積算内訳」並びに助成対象経費に係る合計欄及び予算額全体に係る合計欄の記載である。

(ウ) まず、収入の部の「項目」欄については、これを見分したところ、一部に本件団体以外の特定の団体の名称の記載がある。当該記載は、本件団体が、本件助成対象事業の実施に当たり、当該特定の団体からの収入を見込んでいることを示しており、これは、本件団体が他のいかなる団体といかなる関係を有するのかといった本件団体の事業活動上の秘密に属すべき情報であり、公にすることにより本件団体に明らかに不利益を与えると認められる。

(エ) 一方、同欄のその余の部分の記載については、本件助成対象事業と同種の事業を行うに当たって通常想定されるような一般的なものに過ぎないため、これらを公開したとしても、本件団体に対し、明らかに不利益を与えるとは認められない。

(オ) 次に、収入の部及び支出の部の「予算額」欄及び「積算内訳」欄については、これを見分したところ、「項目」欄に記載された項目ごとの予算額が「予算額」欄に、その詳細な経費の内訳や作成を要する資材等が「積算内訳」欄に記載されている。これらは、本件団体がその財務経理状況やノウハウを基に、本件助成対象事業を実施するために必要となる金額を内部的に検討した結果に係る情報であり、本件団体が公にされることを予定していないものであると認められ、これを公開すると本件団体の財務経理状況が推測されるなど、本件団体に明らかに不利益を与えると認められる。

ただし、収入の部の「予算額」欄に記載された、本件助成に係る予算額については、上記アのとおり、本件助成の上限額等が公表されていることなどから、これを公開したとしても本件団体に明らかに不利益となるとまでは認められない。

(カ) したがって、本件情報②のうち、収入の部の「項目」欄（本件団体以外の特定の団体の名称に係る部分を除く。）及び「予算額」欄に記載された本件助成に係る予算額については公開すると本件団体に明らかに不利益を与えるとは認められないが、その余の部分については公開すると本件団体に明らかに不利益を与えると認められる。

(4) 本件情報④について

ア 本件情報④は、本件後援収支予算書に記載された、本件団体が本件後援対象事業を行うに当たっての収支の見込みであり、本件団体の事業活動上の情報であることは明らかである。

イ 次に、本件情報④を公開すると本件団体に明らかに不利益を与えるか否かについて検討する。

(ア) 本件後援収支予算書の記載項目は、支出の部の「項目」欄に印字項目がなく、助成対象経費に係る合計欄がないほかは、本件助成収支予算書とおおむね同様のものである。

(イ) 当審査会において本件後援収支予算書を見分したところ、収入の部、支出の部とともに「項目」欄の記載は本件後援対象事業と同種の事業を行うに当たって通常想定されるような一般的なものに過ぎないため、これらを公開したとしても、本件団体に対し、明らかに不利益を与えるとは認められない。

(ウ) また、収入の部及び支出の部の「予算額」欄及び「積算内訳」欄の記載については、本件助成に関する内容がないことを除き、その内容は本件助成収支予算書と類似しており、本件情報②と異なる判断をすべき事情は認められない。

(エ) したがって、本件情報④のうち、収入の部及び支出の部の「項目」欄については公開すると本件団体に明らかに不利益を与えるとは認められないが、その余の部分については公開すると本件団体に明らかに不利益を与えると認められる。

(5) 以上のことから、本件情報②及び④については、それぞれの収入の部及び支出の部の「項目」欄（本件情報②に係る収入の部の「項目」欄のうち、本件団体以外の特定の団体の名称に係る部分を除く。）並びに本件情報②の収入の部の「予算額」欄に記載された本件助成に係る予算額は条例第7条第1項第2号に該当するとは認められないが、その余の部分は同号に該当すると認められる。

6 審査請求人及び実施機関は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記5において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過

年月日	内 容
平成30年11月26日	本件各審査請求に係る諮詢書の受理
12月26日	本件各審査請求に係る弁明書の受理
平成31年 1月16日	審査請求人に、本件各審査請求に係る弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和 3年 4月23日 (第37回第 1小委員会)	調査審議
5月28日 (第38回第 1小委員会)	調査審議
7月30日 (第39回第 1小委員会)	調査審議
8月27日 (第40回第 1小委員会)	調査審議
12月24日 (第43回第 1小委員会)	調査審議
同日 (第43回第 1小委員会)	審査請求人の意見を聴取

令和 4年 1月28日 (第44回第 1小委員会)	調査審議
3月11日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 門脇美恵、委員 川上明彦

別表

行政文書の名称	公開すべき情報
本件助成収支予算書	収入の部の「項目」欄（本件団体以外の特定の団体の名称に係る部分を除く。）
	収入の部の「予算額」欄に記載された本件助成に係る予算額
本件後援収支予算書	収入の部及び支出の部の「項目」欄